

虐待の防止のための指針

西吾妻福祉病院
訪問看護ステーションえがお

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要です。

本事業所では、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法があげる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めると共に、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じます。

そのための具体的な組織体制、取り組み内容について、本指針に定めます。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当事業所では「高齢者虐待」を次のような行為として整理します。また、当事業所のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当事業所職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とします。

[高齢者虐待防止法に示される虐待行為の類型]

- ① 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
- ② 介護・世話の放棄、放任、セルフネグレクト：高齢者を衰弱されるような著しい減食や長時間の放置など世話を放棄すること。また、自ら生活上必要な行為をせず自己の心身の安全や健康が脅かされる状態
- ③ 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者にわいせつな行為をさせること
- ⑤ 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

2. 虐待防止検討委員会とその他事業所内の組織に関する事項

- 1) 当事業所では、虐待防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下、委員会）を設置します。
- 2) 本委員会の運営責任者は虐待防止責任者とし、任期1年（始期4月）とします。
- 3) 各構成員の役割は以下のとおりです。

構成員	役割
管理者	委員長（責任者） 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者
介護支援専門員	虐待防止に関する情報収集、利用者、家族の相談対応
外部有識者	第三者かつ専門家の観点からの助言

- 4) 他の委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。
- 5) 会議の実施にあたっては、オンライン会議システムを用いる場合があります。
- 6) 委員会は、委員長の招集により、年間計画に基づき4か月に1回以上の間隔で定期的に開催するとともに、必要に応じて随時開催します。
- 7) 委員会における検討事項
 - ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
 - ② 虐待防止のための指針の整備、見直しに関すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画、運営に関すること
 - ④ 虐待等について、職員が報告・連絡できる体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止の確実な防止策に関すること
 - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本指針

- 1) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、以下のものを基本とし、詳細は虐待防止検討委員会により定めます
 - ① 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
 - ② 本指針及び虐待防止対応マニュアルの内容に基づく取り組み方法
 - ③ 虐待等に関する相談、報告ならびに通報の方法
 - ④ 委員会の活動内容及び委員会における決定事項
- 2) 研修は年1回以上実施します。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- 3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し電磁的記録等により保存します。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針、相談・報告体制に関する事項

1) 養護者等による虐待の通報

養護者等による虐待を発見した場合には各町村、または包括支援センターに速やかに連絡します。なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については法令に従い適切に対処します。

[町村等への通報窓口]

長野原町役場 介護保険担当課	TEL 0279-82-2244
長野原町地域包括支援センター	TEL 0279-82-2422
嬭恋村役場 介護保険担当課	TEL 0279-96-0511
嬭恋村地域包括支援センター	TEL 0279-96-1336
草津町役場 介護保険担当課	TEL 0279-88-7189
草津町地域包括支援センター	TEL 0279-88-0294
中之条町役場六合支所介護保険担当課	TEL 0279-95-3111
中之条町六合地域包括支援センター	TEL 0279-95-3041

2) 事業所内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる利用者を発見、通報した場合を含めて、虐待等が発生した場合には速やかに委員会の構成員に報告します。この際、報告の方法、様式、および報告する委員会構成員は問わず、匿名でも行えることとし、報告を受けた構成員は委員会委員長に報告します。

報告を受けた委員長は、下記の対応もしくは対応の指示を、適時適切に実施します。

- ① 当該利用者の心身状況の確認、安全確保
- ② 町村等への通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報
- ③ 家族、関係者等への報告
- ④ 関係職員への事実確認
- ⑤ 委員会の臨時開催及び、原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策の決定
- ⑥ 事後対応及び再発防止策の周知及び実行
- ⑦ 委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認評価

なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については法令に従い適切に対処します。また、緊急性の高い事案が発生した場合には、町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 介護保険、障害者総合支援制度、および権利擁護制度等の利用支援に関する事項

利用者または家族に対して、利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行います。

6. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者はいつでも本指針を閲覧することができます。

7. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

本指針で定める研修のほか、行政等で提供される虐待に関する研修、会議等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

8. 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

9. 附則

この指針は令和5年4月1日より施行する。